

## 学 位 論 文 内 容 の 要 旨

学位申請者	小山 直子【論文博士】	要 旨
論文題目	礼装規範の形成と近代日本	<p>本論文では、明治初期から昭和初期において、国民から礼装として扱われた衣服形態に関して公文書や報道記録を通して分析し、礼装規範の形成を明らかにした。男子の洋服による礼装規範形成は国民国家の形成に呼応し、一方で、男子の紋付羽織袴、女子の白襟紋付という和服礼装が、国家の服装規定としては正式に認められない中で国民的礼装として普及していったことを検証した。</p> <p>序章で、近代日本服飾史の先行研究を総括した上で、第1章「近代日本における新服制の制定と礼装事情」では、これまで見過ごされてきた「通常礼服」と「通常服」という公文書の表現に着目し、礼装規範と国家体制との連動という枠組みを見い出した。明治5年の太政官布告では一般男子に対して「通常礼服」（燕尾服）が提示され、明治21年の宮内省の達では宮中参内の節の服装指定として「通常礼服は燕尾服、通常服はフロックコート」という呼称上の区分が示されたが、この二つが国家の服装規定として機能し、近代日本の礼装規範の形成の枠組となったことを指摘した。第2章「近代日本におけるフロックコートとシルクハットの普及—「通常服」「黒高帽」という国家の服装規定—」では、西欧習俗に歩調を揃えるべく、昼間の儀礼にも着用できる礼装として明治10年に、通常礼服の換用としてフロックコートの着用が官吏に許されたが、明治30年代半ばになると西洋ではフロックコートもシルクハットも殆ど姿を消す。しかし、それに逆行するように日本では紳士の礼装として隆盛する。その着用動機に国家の服装規定があったことを明らかとした。第3章「明治後期から大正期における紋付羽織袴の社会的地位—通常礼服に起因した礼服問題—」では、紋付羽織袴は国民の多くが所持していたが、宮中参内が許される礼服としては加えられることはなく、勲章佩用の服装としても黙許状態であるなど、国家的には冷遇されていた。そこに生じた異議申し立てを衆議院建議案の委員会審議記録に確認した。記録からは宮中が礼服や通常服の定義に対し裁量権を持ち、政府には書き替える力がなかった状況にあったことを言葉として取り出せた。第4章「近代日本における一般婦女子の礼装規範の形成—歴史的事象としての「白襟紋付」—」では、男子との比較という観点から、国家あるいは宮中との関わり方に注視して分析した。洋服化を奨励する宮中の婦人服制を無視し、皇族女子を除き、一般に普及した礼装が和服による「白襟紋付」であった。女性たち自らが現実的段階を踏みながら、式服に合う形態として自主規制的に画一化する方向に作り上げていった現場が抽出できた。</p> <p>終章では、日本服飾史に加えられた新たな知見と共に、礼装規範の形成に顕在化した宮中と府中の別に起因する近代国家体制の構図が、これまで言語化されずに了解事項とされてきた日本文化の形成の根幹を研究する際の新たな分析軸となる可能性に言及した。</p>
審査委員	(主査) 教授 徳井 淑子	
	教授 舘 かおる	
	教授 秋山 光文	
	教授 戸谷 陽子	
	教授 小玉 亮子	

